

## 販売約款

Avnet, Inc.、その事業部門、子会社および関係会社（「アヴネット」）」による顧客（「顧客」）への製品およびサービス（「製品」）の販売は、本契約の条項（「本契約」）の適用を受ける。注文書、文書類、顧客とのその他の通信（「本注文」）に本契約と異なる条件が記載されている場合でも、またはアヴネットがそうした条件に対して異議申し立てを行わなかった場合でも、本契約が適用される。本契約は顧客およびアヴネットの権限を有する代表者が署名した書面によってのみ修正が行えるものとする。

**1. 注文** 見積書に別途記載がない限り、アヴネットが提示する見積価格は販売の勧誘であり、予告なく変更されることがある。すべての注文は、アヴネットの受諾を条件とする。顧客とアヴネットが締結する契約は、本契約に従って、アヴネットが注文請書を発行したとき、電子データ交換（「EDI」）を通じて承諾通知を送信したとき、または顧客から出された注文をアヴネットが履行したときに成立する。アヴネットが標準外品または「NCNR」と特定した本製品に対する本注文はすべて、キャンセル、返品ができない。標準外品または「NCNR」の指定は、各種文書（見積書、製品リスト、添付書類または付属書類を含む）を使用して行う。顧客はアヴネットの同意なしに、標準製品の注文の変更、キャンセルまたは再スケジュールを行うことはできない。アヴネットは、複数の顧客に対して本製品を割り振り、出荷量を調整できる権利を留保する。

**2. 価格** アヴネットの提案書または見積書、請求書に別途記載がない限り、(a) 価格は製品の本体価格であり、税金、運送料、関税、または追加サービスに対するその他の料金もしくは手数料（総称して「追加料金」）は含まれておらず、(b) 顧客はあらゆる追加料金を支払うものとする。価格は、メーカーの値上げ、為替変動、または見積上のエラー修正を含むあらゆる理由により、納入前にアヴネットによって変更される可能性がある。

**3. 支払条件** 支払いは、相殺または源泉徴収税その他の控除を行わず、アヴネットの請求書に記載された支払期日までに支払うものとする。支払期日を過ぎても未払いの場合、アヴネットは、支払期日から実際に支払いがなされた日までの期間を対象に年率 18% の割合による延滞利息、または適用法令上許容される最高金額（フランスでの販売において、最低金額は 40 ユーロ）のいずれかを、合理的な弁護士費用および徴収費用と共に、請求することができるものとする。アヴネットは随時、顧客の与信条件を変更することができる。アヴネットは支払われた金額を、顧客の任意の債務に充当できるものとする。顧客が支払いを履行しなかった場合、アヴネットは未処理の出荷または本注文を変更または取り消した上、すべての未払請求金額につき、期限の利益を喪失させ、支払いを請求することができる。別途適用法令に定めがある場合を除き、アヴネットが顧客に発行するクレジットは、発行日から 12ヶ月間未使用の場合には失効するものとする。

**4. 納入** アヴネットが書面にて別途記載しない限り、欧州連合からのアヴネットによる納入はすべて、CPT（輸送費込）で顧客の納入場所にて行われるものとする。また、欧州連合以外からのアヴネットによる納入はすべて EXW（工場渡し）でアヴネットの倉庫にて行うが、直送の場合は工場渡しでメーカーの倉庫にて行う（インコタームズ 2010 による）。アヴネットが伝えた納入日はあくまでも目安であり、アヴネットからの供給品は適宜受領されるものとする。アヴネットは、納入の遅延、部分的な納入や分割納入、または前倒し納入については責任を負わない。顧客は納入時に検収を行うものとする。顧客は、本注文のいずれかに納入遅延があった場合でも、納入予定分については、解約権は発生しないものとする。

**5. 所有権** 欧州連合またはオーストラリア以外からの販売については、本製品が輸送業者に引き渡された時点で所有権が顧客に移転するものとする。欧州連合またはオーストラリアからの販売については、支払いが確実になされるようにするために、顧客が本製品について全額支払った時点で所有権が顧客に移転する。顧客が本製品を転売する場合、顧客が全額支払うまで、この売掛債権に関連するすべての権

利はアヴネットに帰属するものとする。本製品が加工され、他の製品と組み合わせられた場合（「加工製品」）、アヴネットが留保する所有権は、当該加工製品の価値に占める本製品の価値の割合を反映する形で、その加工製品の所有権の一部に移転される。本条項は、ソフトウェア（下記に定義）の販売には適用されない。

**6. ソフトウェア** ソフトウェアは、コンピュータプログラムの機械で読み取り可能な（オブジェクトコード）バージョンをいう（「ソフトウェア」）。顧客によるソフトウェアおよび関連ドキュメントの使用には、当該ソフトウェアに適用されるライセンス契約の適用を受ける。ハードウェアに搭載、またはそれとバンドルされたソフトウェアは、意図されたデバイスとの組み合わせでのみ使用されなければならない。単独で譲渡することは禁止される。

**7. 保証** 顧客は、アヴネットが本製品のメーカーではないことを了承するものとする。法律および契約が許容する範囲で、アヴネットは、本製品に対するメーカーが定めた譲渡可能な保証、補償および救済を顧客にそのまま譲渡するものとする。これには、知的財産権侵害を対象とする保証、補償および救済が含まれる。法律が要求する場合、アヴネットは、納入時に、メーカーが本製品に関する公表データシートに記載した仕様に本製品が適合することを保証する。保証の申し立ては、不適合が生じている本製品の納入時点から 12ヶ月を期限とする。アヴネットがインテグレーション業務、テープ&リール、プログラミングなどの付加価値作業を実施する場合、顧客に本製品を納入してから 90 日間、アヴネットが顧客から受領した書面による仕様について、そうした付加価値作業がこれに適合することを保証する。顧客は、そうした付加価値製品のメーカーとみなされるものとする。**アヴネットは、商品性、特定目的への適合性、非侵害に関する保証など、上記以外の保証は、明示または黙示を問わず一切行わない。**アヴネットの保証違反に対する顧客の唯一の救済は、アヴネットの裁量により、(i) 本製品の修理、(ii) 本製品の交換、(iii) 顧客が支払った本製品の購入代金の払い戻しのいずれかとなる。アヴネットは、ソフトウェアに関しては表明も保証も一切行わず、これに関連する責任は一切負わない。当該ソフトウェアに適用されるライセンス契約に特段の記載がない限り、ソフトウェアは、**追加の保証はなく、「現状有姿」**で提供される。

**8. 本製品の返品** 顧客は、アヴネットが発行した返品許可（「RMA」）番号が割り振られた製品に限り、返品をすることができる。(A) 目視欠陥による返品：本製品の外装に損害があった場合、または本製品に損害、不足、その他顧客の注文との不一致（「目視欠陥」）があった場合には、本製品の納入後 3 営業日以内に書面でアヴネットに通知する必要がある。この通知がない場合、顧客は本製品を検収したものとみなされる。(B) 製品保証による返品：顧客は、保証期間内に本製品の欠陥を書面にてアヴネットに通知する必要がある。欠陥（目視欠陥または製品保証）がアヴネットまたは正規メーカーに起因し、かつ顧客が上記の通知要件を満たした場合に限り、RMA を発行する。顧客、運送業者、またはその他の第三者に起因する損害、不足、その他の不一致については、アヴネットは RMA を発行しない。RMA を受領した顧客は、RMA に記載されたアヴネットの指示に従い、本製品をアヴネットに返品しなければならない。アヴネットは、RMA により、顧客から返品されたすべての本製品を評価する。アヴネットがかかると本製品が返品要件を満たさないと判断した場合、アヴネットは運送料着払いにてかかる本製品を顧客に返送するか、または顧客が引取りするため顧客費用負担にてかかる本製品を保管する。

**9. 責任限定** 顧客に対するアヴネットの賠償責任は、顧客の直接損害に限られ、その金額は対象製品の販売価格を上限とする。本責任限定は、アヴネットの過失に起因する死亡または人身傷害には適用されない。アヴネットは、間接的損害、特別損害、付随的損害、または結果的損害（利益もしくは収益の喪失、データ損失、使用損失、補修・製造費用、製品リコールの費用、信用被害、顧客損失など）については責任を負わない。また顧客はかかる損害に対する責任を問うことはできない。法律によりアヴネットが黙示または制定法上の保証を否認できない範囲においては、本責任限定は顧客の制定法上の権利に影響を及ぼさないものとする。

**10. 不可抗力** アヴネットは、アヴネットの合理的な支配が及ばない事由（天変地異、顧客の作為または不作為、事業の中断、人災または天災、疫病による医療危機、原材料または本製品の不足、ストライキ、犯罪行為、納入または輸送機関の遅延、通常の調達先からの労働力、原材料または本製品の調達不能など）により、本契約に基づく義務を履行できなかった場合は、一切責任を負わない。

**11. 製品の使用** 顧客は、メーカーの製品仕様を遵守するものとする。生命維持システム、人体への移植、原子力施設、または本製品の障害により人命を脅かすか、もしくは財産的損害を引き起こす可能性があるその他の用途において、本製品を使用することは禁止される。このような目的で本製品を使用もしくは販売した場合、またはメーカーの製品仕様を遵守しなかった場合、その結果生ずる危険は、顧客が単独で負担するものとする。顧客は、以下を根拠とする請求などの負担が発生したときは、アヴネットを補償し、免責し、防御するものとする。(i) アヴネットが顧客の設計、仕様または指示を遵守したこと、(ii) アヴネット以外の第三者による本製品の修正、または (iii) 他製品との組み合わせによる本製品の使用、もしくは本条項に違反する行為。

**12. 輸出入** アヴネットが販売する本製品ならびに関連技術および書類の中には、ボイコット法を除き、米国、欧州連合、および/またはその他諸国の輸出管理規制（「輸出法」）の適用を受けるものがある。顧客は、これらの輸出法を遵守するとともに、本製品ならびに関連技術および書類の譲渡、輸出、再輸出または輸入に関して許可または承認が必要となる場合には、これらを取得するものとする。顧客は、米国、欧州連合、またはその他諸国が管理する制裁もしくは禁輸に指定された国を含め、かかる輸出または再輸出が禁止されている国または企業に、本製品および関連技術を輸出または再輸出しないものとする。顧客は、本製品および関連技術を生物兵器、化学兵器、核兵器、ロケットシステム（弾道ミサイルシステム、打ち上げロケット、観測ロケットを含む）、もしくはそれらを運ぶ能力を持つ無人飛行体、または大量破壊兵器の開発に使用してはならない。

**13. 電子注文** 顧客の NCNR の確認または需要予測を含め、本製品の売買の一部が EDI、顧客の社内ポータル、第三者のポータル、またはその他の電子媒体を利用して行われる場合（「電子注文」）でも、本契約は引き続き顧客とアヴネットの間の本製品の売買に適用される。書面、e メール、その他の EDI による電子注文に関して、顧客がアヴネットの注文請書を受諾した場合、またはアヴネットの仕様詳細を受諾した場合には、その受諾をもって、顧客に対する法的拘束力が発生するものとする。

**14. 環境規制への遵守** 該当する場合、顧客は、欧州連合の (i) 電気・電子機器廃棄物 (WEEE) 指令 (2012/19/EU)、(ii) 包装および包装廃棄物指令 (94/62/EC)、および (iii) 電池指令 (2006/66/EC)（これらすべての改訂版および各国の関連施策を含む）に定めるすべての義務を履行する責任を負う。

## 15. 一般条項

A. 本契約は、法の抵触に関する適用を除いて、顧客の注文を受諾したアヴネットの事業体が所在する国（「準拠国」）の法律に準拠し、同法に従って解釈および履行されるものとする。準拠国がアメリカ合衆国の場合、アリゾナ州の法律および裁判所が適用されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しないものとする。本契約に起因または関連して論争が発生した場合、当該紛争に関する管轄権と裁判地は、準拠国の裁判所とする。

B. 顧客は、アヴネットの書面による事前の承諾を得ない限り、本契約を譲渡できない。アヴネットの関係会社は、本契約に基づくアヴネットの義務を履行することができる。本契約は承継人および譲受人を拘束する。

- C. 本契約の中に法的強制力のない条項があった場合でも、その他の条項には影響を及ぼさないものとする。
- D. ソフトウェア、その他の知的財産権を含む本製品には、特許権、著作権およびユーザーライセンス権などの第三者の権利の適用が及ぶことがある。顧客はこれらの権利に従うものとする。
- E. 顧客は、米国海外腐敗行為防止法および英国賄賂防止法などの腐敗防止法令を含む適用法令を遵守するものとする。
- F. 両当事者は、電子署名を使用すること、および電子署名が法的に有効で、効力があり、法的拘束力があることに合意する。
- G. 本製品の仕様、特徴、輸出入管理分類、使用方法または法的その他の要件への適合などに関連する声明、助言（技術的なものか否かを問わない）、広告コンテンツおよびその他の情報など、本製品に関する情報は、アヴネットが「現状有姿」条件で提供するもので、本製品の特性の一部を構成するものではない。アヴネットは、本製品情報の正確性または完全性についてはいかなる表明も行わない。また、本製品情報に関する表明、保証および賠償責任については、その根拠となる法理論の如何を問わず、アヴネットには一切責任がないものとする。本製品情報に基づいて本製品を使用する前、または行動をとる前には、当該情報を検証することを推奨する。すべての本製品情報は、予告なしに変更されることがある。アヴネットは、本製品情報の誤植その他の誤りまたは脱落については、一切責任を負わない。